

岩手県東日本大震災津波復興委員会
第7回総合企画専門委員会

(開催日時) 平成24年3月13日(火) 14:00~16:05

(開催場所) サンセール盛岡「鳳凰」

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 報 告
復興特区に関する取組状況について
 - (2) 審 議
 - ア 復興計画の進行管理について
 - イ その他
- 3 その他
- 4 閉 会

委員

齋藤徳美 谷藤邦基 豊島正幸 平山健一 広田純一 南正昭

1 開 会

○小野復興局企画課特命課長 それでは、時間まで少々ございますけれども、委員の皆様おそろいでございますので、ただいまから岩手県東日本大震災津波復興委員会第7回総合企画専門委員会を開催いたします。

初めに、委員の皆様の出席状況についてご報告いたします。本日は、委員の皆様7名中6名の委員のご出席をいただいております。専門委員会運営要領第4の第2項の規定によりまして、会議が成立していることをご報告いたします。

2 議 事

(1) 報 告

復興特区に関する取組状況について

○小野復興局企画課特命課長 それでは、ここからの委員会の運営につきましては、運営要領の規定によりまして、委員長が議長となることとされておりますので、齋藤委員長、よろしくお願いいたします。

○齋藤徳美委員長 ご苦労さまです。それでは、会議を始めたいと思いますが、11日で1年ということで、私も陸前高田の県と市の合同慰霊祭、追悼集会に出たのですけれども、遺族の方々は何百メートルも列をつくって並んでいる姿を見て、改めて大きな災害、我々しっかりとやらなければいけないということを感じた次第でございます。今日は忌憚のないご意見、いろいろお願いしたいと思います。

それでは、次第に沿って議事を進めたいと思いますが、(1)の報告、復興特区に関する取組状況についてということで、これは資料1に基づきまして事務局の方からご説明をお願いします。

○小野特命課長 事務局の復興局企画課の小野でございます。それでは、(1)の報告、復興特区に関する取組状況につきましてご報告を申し上げます。

資料のほうは資料1と書いております「東日本大震災復興特別区域法一制度概要及び本県の取組一」をごらんいただきたいと思います。恐れ入りますが、座ってご説明させていただきます。

○齋藤徳美委員長 はい、どうぞ。

○小野特命課長 1ページをごらんいただきたいと思います。復興特別区域法の制度概要でございますけれども、昨年12月26日に法律が施行されております。今年の1月6日この復興特別区域法に基づく具体的な内容につきまして記されております復興特別区域基本方針が閣議決定されております。この法律には、下のイメージ図をごらんいただきたいと思いますが、復興推進計画、それから復興整備計画、復興交付金事業計画、この3つの計画が規定されております。必要に応じて作成し、認定を受けることによりまして、法律に基づく特例措置等の活用が可能となるという制度です。

詳細につきましては、2ページのほうをごらんいただきたいと思います。ただいま申し上げました3つの計画の概要について、まず復興推進計画につきましては、いわゆる復興特区といわれているものですが、さまざまな規制、手続の特例あるいは税制上の特例を受ける際にこの計画の中にそういった特例等を盛り込んでつくるものでございます。特定地方公共団体が単独又は共同、被災市町村や県が単独あるいは共同で作成することができます。枠の中にさまざまな特例措置の例が書いてございますけれども、岩手県が既に申請あるいは認定を受けている計画の関係で申し上げますと、上から4つ目、被災地における医療機関、介護施設等に係る基準等の特例、それからその下、復興産業集積区域におけるさまざまな税制の特例措置といったものなどが特例としてあります。

それから2つ目、復興整備計画の関係でございますけれども、土地利用の再編等によりまして、復興整備事業を迅速に行うためにさまざまな特例、許可、それから手続のワンストップ化といったものが受けられるといった計画でございます。これにつきましては、それぞれの市町村が単独で、あるいは県と共同という形で作成いたします。県が単独での作成といったことではなくて、県がそれぞれ被災された市町村と一緒にやっていくというものです。

それから3つ目、復興交付金事業計画でございますけれども、復興に向けた必要な交付金に関する事業計画です。5省40事業、それからそれに関する効果促進事業について計画の中に盛り込んで国に対して申請を行うといったことで、これにつきましても2つ目と同じように、市町村が単独、又は県と共同でつくるといったものです。

繰り返しになりますが、この3つの計画につきましては、それぞれ市町村あるいは県において必要に応じて作成するもので、必ずしも3つ作る必要はございません。復興をどのように進めていくか、復興の迅速あるいは着実な取り組みを進める上で必要に応じて計画をつくっていくというものです。

3ページのほうをお開きいただきたいと思います。岩手県といたしましては、この復興

特区制度を積極的に活用するため、昨年12月26日に、復興特区プロジェクトチームを設置しました。詳細につきましては省略いたしますけれども、関係する各部局から合わせて16名体制でチームを編成いたしまして、この職員が中心となりまして関係部局と連携しながら、さらに市町村からのニーズ、さまざまなお考えを聞きながら復興特区計画等の迅速な具体化に努めてきているところです。

4ページのほうお聞きいただきたいと思います。具体的にそのプロジェクトチームの中でどのような検討を行っているかといったことですが、まず復興推進計画につきましては、これまで岩手県として10の岩手の復興特区について昨年さまざま提案してきているところですが、そういった考え方も踏まえながら、今回の法律の内容も検討し、大きく4つ、まちづくり、産業再生、再生可能エネルギー、保健・医療・福祉、この分野につきまして検討部会を設置し、具体化を進めてきているところです。

それから、2つ目の復興整備計画につきましては、市町村で行っております復興整備事業の対象事業の選定、あるいはさまざま特例の検討結果などを踏まえまして、市町村において復興整備計画を策定する、そういった場合に積極的に支援をアドバイス等も含めて行っているところです。また、特例の内容に応じまして、関係する国あるいは県の関係部局などの調整、それから協議の際に復興整備協議会といったものが必要になってきますけれども、その開催、運営などにつきまして市町村を支援していくものです。

それから、3つ目の復興交付金事業計画ですが、これにつきましては県が交付対象となる復興交付金事業の実施が予定される市町村につきまして共同計画という形になります。県事業の整理、それから対象市町村とのさまざまな計画策定に向けた調整、そしてアドバイス等を行って、既に第1回目の申請は1月31日に提出しております。また、その後も交付可能額の提示等を受けまして、それに基づいた修正、そして第2弾目の申請に向けた準備等を今進めているところです。

5ページのほうをお聞きいただきたいと思います。5ページ、6ページで先ほど申し上げました復興推進計画については、4つのテーマがございますが、それにつきましての検討状況、取組状況につきまして簡単にご説明したいと思います。まず、1つ目のまちづくりでございますけれども、真ん中のあたりに計画に盛り込む特例措置（予定）といったものが縦の列でございます。例えばまちづくりにつきましては、復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅の特別償却といったような税制上の特例措置を受け、それによって民間の優良賃貸住宅建設促進を図っていくといったことも可能でございます。これにつきましては、復興のまちづくり、特に暮らしの側面から大きく後押しするものでございます。市町村の具体的な土地利用計画なども踏まえながら24年度早期に計画を具体化していきたいというふうに考えております。

また、その他まちづくりに関しましては、例えば②の復興まちづくりの推進のところに、①、ウ)ということで、応急仮設建築物の存続期間の延長。通常2年3カ月につきまして、1年以内ごとに期間延長ができるといったものもあります。いずれもこういった特例につきましては、市町村のほうで進められております具体的なさまざまな計画、個々の具体化が進むのとあわせながら計画づくりが進められる必要があると思っておりますので、市町村からのニーズ等も踏まえながら具体化していきたいと考えているところでございます。

2つ目の産業再生につきましては、既に2月6日に税制の特例措置等を盛り込んだ計画

を申請したところですが、まだ認定のほうは受けておりません。国と県によりまして、さまざま詳細の部分について今調整を行っておるところでして、一日も早い認定に向けて、引き続き作業、取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

6 ページのほうをお開きいただきたいと思います。再生可能エネルギーの部分でございます。実は今、現行の法律の中に再生可能エネルギーに関する特例は、それぞれ大きなものがあるというふうには認識していません。そういった状況がありますので、県として新たな特例といったものにつきましては、法律に基づきまして、国と地方の協議会といった中で協議を行い、そこで協議が調った段階で計画の中に盛り込んで、特例として活用していくことが可能でございます。そういったことがありますので、右側の申請時期等のところですが、3月15日、あさつてになりますけれども、再生可能エネルギーの特例、新たな特例の検討に向けました地域協議会、これを設置し、第2回目の会議を行いたいと考えております。その中で、新たな特例、どのようなものが必要かといったものについて検討いたしながら、来年度4月、5月あたりに国と地方の協議会というふうに進んでまいりまして、その協議が調った段階で計画を前進させたいというふうに考えているところです。

それから、保健・医療・福祉の関係ですが、これにつきましては被災地の医療介護サービスの確保のための特例措置などを盛り込みました計画を既に1月31日、第1弾という形で申請をいたしまして、2月9日認定を受け、既に動き始めているところでございます。また、保健・医療・福祉サービスの関係につきましては、これ以外にも新たな特例がないか引き続き検討いたしまして、必要に応じて申請を行っていきたいというふうに考えております。

それから、最後でございますけれども、確定拠出年金法の特例というものが計画の中に盛り込まれておりまして、確定拠出年金の団体一時金が、被災された方々が生活再建あるいはなりわいの再生のために活用することができるといったものです。これらにつきましても、国のほうと詳細について確認をしながら今月中を目途に計画の申請に向けて今作業を進めているところです。

7 ページ、8 ページにつきましては、今大体ご説明申し上げました計画の保健・医療・福祉復興推進計画の概要、それから8 ページにつきましては申請を行っております産業再生の復興推進計画の概要でございます。詳細につきましては、恐れ入りますが、省略させていただきます。

9 ページのほうをお開きいただきたいと思います。最後、3つ目の計画、復興交付金事業計画の提出状況でございますけれども、第1回事業計画を1月31日に提出しております。下の表のほうにございますけれども、12市町村、それと県が共同計画を提出しています。また、一関市については単独で計画を提出したところですが、計画事業費、申請額につきましては5,439億円余ということになっています。これに対しまして、去る3月2日、交付可能額の通知があったところでございます。2つ目の表をごらんいただきたいと思いますが、交付対象事業費として957億円余。うち国費相当額として797億円余が交付可能額という形で通知をされているところでございます。今回第1回として、こういった交付可能額の通知があったわけですが、9ページの一番下の算定のポイントといったところですが、例えば防災集団移転促進事業あるいは災害公営住宅事業等、速や

かな対応が必要となるような事業を中心に採択されたものというふうに聞いています。

ただ、9ページの下から次のページになりますけれども、道路整備あるいは地域のまちづくりの関連性や別途の整理が必要な事業などについて、必ずしも第1回の交付可能額の中で対象とならなかったもの等ございます。県といたしましては関係の市町村と一緒に連携しながら第2回の申請に向けて、調整を行ってまいりたいと考えております。第2回目の提出締め切りは3月末と見込まれておりますので、迅速にきちっと計画が提出され、それが認められるような形となるように、県としても市町村と一緒に頑張るまいりたいというふうに考えているところです。

以降10ページ、11ページにつきましては、ただいま申し上げました復興交付金制度の概要でございますが、内容につきましては恐れ入りますが、省略させていただきます。

以上、ご説明を終わります。

○齋藤徳美委員長 ありがとうございます。復興特区に関して、これまでの取組状況、それから第2次に向けての計画等をご説明いただきましたが、ご質問、ご意見お願ひしたいと思ひます。

はい、どうぞ。

○豊島正幸委員 お尋ねいたします。この特区には大きな期待を寄せるところでありますが、それで暮らしの再生にかかわることとして、既に医療・保健ですか、その特区が認められておりますが、その中にこういう規制緩和が入っているのかどうかというのをお尋ねします。こういうのというのは何かというと、福祉施設を建設するときに非常に利便性があると思われるのが複合型の福祉施設の建設であります。福祉施設を建設して、1階にコンビニなどを入れるとか、その他地域にあわせたニーズを踏まえた施設をあわせて整備していく、そういった提案がなされているのでありますが、ただやはり規制がという話が聞こえてきます。このたびの医療の特区においては、そのあたりの規制緩和ができたのでしょうか、あるいはできないとすれば例えばまちづくりの特区のほうにはそれはなじむのでしょうか、そのあたりお聞かせください。

○齋藤徳美委員長 いかがでしょうか、お願ひします。

○小野特命課長 ただいまご質問がございました医療関係の特区の中にそういった複合施設の関係の特区が、特例があるかといったことでございますけれども、今回の中には、申しわけございませんけれども、そのような特例については含まれておりません。特例につきましては、医療機関に対する医療従事者の配置基準の特例でありますとか、あるいは薬局をつくる際の面積要件等の緩和、あるいは今後リハビリテーション事業所整備事業ということで、やはり医師の配置基準の緩和等ということです。

今お話いただいた関係につきましては、新たな市町村が具体的にそういった複合型の施設等をつくる際に規制があつて、なかなかそこからうまくいかないといった場合には、一つには新たな特例という形で申請することができるかと思ひます。また、今この法律に盛り込まれている特例の中にはございませんので、やはり新たな特例という形で提案していくという形になろうかと思ひます。

○齋藤徳美委員長 ほかに。

広田委員さん。

○広田純一委員 2点あります。

第1点は、今ご指摘のあった特区に関することなのですが、必要となる新たな特例措置を積極的に国に提案していただきたいということです。それに関連するのですけれども、市町村と協議する中で、現行制度では実現できないとか、非常に使いにくいという話がいろんな分野で既にもう出てきています。その際に県の姿勢としては、これは難しいからやめようよというふうに、やめる方向で協議するのではなくて、それは地域のニーズであるわけですから、むしろ実現できるように、より使いやすくする方向で、国の方に提案していただきたいと思います。要するに地域、市町村の立場に立って新たな特例措置をどんどん提案していく方向でお願いしたいということです。というのも、復興庁は査定庁という言い方もあるぐらいで、現場では非常に厳しい査定が行われている現状があります。それもいわゆるだめ出し型査定が行われていて、ちょっと問題だなと思っています。せめて県は提案型査定というか、今の制度ではちょっと難しいけれども、こういう形に少し工夫すれば可能じゃないかといった形で、是非、地元市町村と歩んでほしいと思うわけです。これが第1点です。

それから、第2点は復興交付金の事業についてです。先ほど最後のご説明、9ページのところで3月に向けて第2次の申請をするお話が出ていましたが、その際に急ぎ過ぎないでほしいということです。というのも、地域との協議が不十分なまま事業計画を進めていく、あるいは予算要求していくことに対する不安があるからです。行政は、地元の合意が必ずしも十分でなくても、とりあえず事業を走らせるといった形で進みがちです。国は早い者順ではないよということは繰り返し言っているはずですから、縦割りの事業だけが先に進むような事態は何とも避けてほしい。まちづくりの全体の計画の中で道路はこうしよう、防潮堤はああしようバランスをとりながら進めるべきだと思います。早く予算を獲得して、早く事業に着手したいという気持ちはよくわかりますが、あまり先を急ぐと、あとでそのツケが回ってくるものです。後でまた触れますが、特に災害公営住宅については、地域のまちづくりの全体像を十分ににらんだ上で、交付金事業の申請に臨んでほしいと思います。

○齋藤徳美委員長 ご質問というよりもご意見、要望と思いますが、県のほうの姿勢いかがでしょうか。

○広田純一委員 別に回答していただかなくてもいいですよ。

○齋藤徳美委員長 でも、せっかくですから。

○広田純一委員 はい。

○森復興局企画課計画課長 私のほうから交付金の熟度の関係について補足してご説明させていただきます。

2回目の締め切りが3月30日ということで設定されておりますけれども、その後も3か月ごとに国のほうで受け付けていただけるということになっております。各市町村さんも住民の方々といろいろお話し合いを進めているところがございますので、ある程度の熟度といえますか、合意を得た段階でお出ししていただく、その方が結果としていただきやすいところがございます。そういうところも各市町村さんと十分協議させていただいて、相談しながら確実に措置されるようにしていきたいと思います。

あと特区のほうなのですが、確かにそういうご懸念もあろうかと思いますが、県といたしましてはなるべく市町村さんが復興をやりやすいようにそのご提案を加味いたし

まして対処していくということをお願いしたいと、考えてございます。もちろんそれ全県下、もしくは広域でやる分については県のほうが主体で特区を申請すると。もし単独の市町村さんの、エリアが狭いような特例になれば県のほうで支援、アドバイス申し上げまして、市町村さんと一緒に復興を支援して出していくというような格好で支援を考えているところでございます。

○齋藤徳美委員長 よろしいのですか。何か関連で出てきたので、ちょっと私も委員長がすぐ言うのは何なのですが、市町村が計画で今一番ネックになっているのは土地の問題だと思うのです、浸水域。これ買ってくれるのか、あるいは国が買い上げてくれるのか、何にもなしに移転の計画も進まない、そういうあたりというのは別に特区の中には特に項目としては入っていないのですよね、多分。そういう何か急ぐ、住民の方の意思のまとめよりもそういうフォローの必要なこと、フォローというのはなかなか県が申請してもそういう項目がないのかもしれませんが、一番大事な特区の必要な項目ではないかなどというふうなことを考えておったのですが、いかがですか。

○森計画課長 集団移転の関係などでは、交付金のうち、40事業の中に一つ集団移転の事業がございまして。防災集団移転促進事業というのがございまして、今までの浸水した土地を買い上げて、かわりに高台に移っていただく。これにつきましても1回目の交付金事業計画で幾つか認められた部分でございますけれども、まだまだないところもございまして、そういうところ、住民の方々の合意を得るといえるのは、なかなかこれは大変なところもあるようでございまして、こういうところを進めて予算を獲得して、実際買い上げていただくと、こういう形でなるべく早くめどが立つようにできればと考えております。

○齋藤徳美委員長 平井副局長さん、お願いします。

○平井復興局副局長 特区という観点からいいますと、先ほどちょっとご紹介しました復興整備計画の中に、計画策定段階の手續を簡素化すること、それから主として事業をする段階に、土地の立ち入りですとか、境界の確認申請を容認すると。確認申請につきましては、事業者がそれを申請できるといったような内容があります。これについては、少なくとも事業実施段階までにはそういう特例の受けられるように申請をしていきたいというふうに考えております。

○齋藤徳美委員長 多分住民の方々そういうものに対してそれなりのフォローがあるとなれば、ではみんなで移転しようとか、あるいは意思の形成を図るときでも覚悟しやすい。そのあたりがはっきりしない中で住民の合意というのも非常に得にくい、何か大きなまちづくりのネックになっているのかなという、そういう気がしたもので、そういう方針を早く国が出してもらえれば復興に役立つのかなと、陸前高田に行ってもほとんど更地で、もちろん家は建てられない状態がありますけれども、1年たっても1軒もないという、そういうあたりが非常に気になっておりました。

どうぞ、南委員さん。

○南正昭委員 制度上、例えば今の復興整備計画の中で土地利用を順調に進めていこうという話の中でも、行政サイドとしてワンストップだとか、幾らか工夫はされている形になっているわけですが、利用者サイドの土地を持っている人、住民がワンストップいけるのか、その手續上の簡素化というのが非常に重要なことだと思うのです。それをこういう特区制度という形かどうかかわからないのですが、抱き合わせで利用者、居住者はこう

いう手続をすれば仮設から次の住宅に移っていけるのだよということがわかりやすく簡素化されることがとても重要だと思います。是非そのあたりやられているのであれば、教えていただきたいのと、工夫をいただければと思います。

○齋藤徳美委員長 いかがでしょうか、平井副局長さんでしょうか。

○平井副局長 1つは事業を適用する市町村が例えば防災集団移転でやるのか、漁業集落の防災機能強化事業でやるのか、迷ってしまうというところがあります。そうすると、もう住民の方々は本当に何をしたいかわからなくなることがあろうかと思えますけれども、そうなる原因はおおのスキームによって必ずしももとの制度の目的自体が今の状況に合っていないということがあります。そここのところについては、どれを使っても大体同じような住民への支援措置になるようにしてくださいという要望を今しております。そこさえクリアできれば仮設住宅から防災集団移転なら防災集団移転のスキームによっての交渉ですとか、あるいは自分なりの新たな住宅地での住宅再建のメニューの選択ですね、こういうのは割合とスムーズに行くのではないかと思います。もちろん制度の選択だけがネックではなくて、例えば土地の買い取り価格の設定ですとかというところあたりも非常に問題になっているわけですので、そういうことでまずあまたある制度を使って、これでいくのだと簡単に判断できるような体制に持っていきたいというふうに考えておるところでございます。

○広田純一委員 ちょっといいですか、今の関連で。

○齋藤徳美委員長 お答えのほうはまだ。

○森計画課長 住民向けのいろいろな相談窓口につきましては、県下沿岸4カ所にセンターをつくりまして、ファイナンシャルプランナーさんですとか、弁護士さんですとか、さまざまな方が日替わりで駐在していただいて、住民の方々のご相談に乗るといような形になっております。そういうところでも再建の関係も含めていつでもご相談に乗れるような形に将来的には進めていく、検討していくということが必要ではないかと考えているところでございます。

○齋藤徳美委員長 広田委員さん。

○広田純一委員 地域のほうはまさに集団移転の事業のところ非常に大きな関心を持っていて、今ご説明あった防集でやるのか、漁集でやるのか、それによってどこが違って、どちらが有利かみたいなところで各地域が悩まれているわけです。県のほうから国に対してどちらでやっても変わらないようにというふうに要求しているというのはすごくいいことだと思います。その上でなのですけれども、制度を正しく正確に理解して説明できる人を揃えてほしいと思います。市町村の職員さんもよくわかっている人は説明できますけれども、必ずしも全員ではなくて、建築・都市計画系の人は防集についてはわかるけれども、漁集についてはよくわからない。ですから、地域に説明に来ても、ではどっちがいいのか、結局わからないみたいな話になってしまいます。なので、できれば両方の制度をよくわかって、この地域ではこちらのほうが使いやすいついとか、被災者にとってはどれぐらいの自己負担で自宅再建できるといった、そのあたりをきちんと説明できるようにしていただければいいと思います。だれに問い合わせても同じような答えをしてもらえるということでもあります。あっちに行くとかこういう話、こっちに行くとか別な話といったように、情報が錯綜してしまいがちなので、何かそこら辺の情報提供の体制整備というのですか、そこを整

えてもらえると思うといいと思います。

○齋藤徳美委員長 よろしいでしょうか、何かお答えする点があればお願いします。

○平井副局長 制度をわかっている一番の人たちは国の人たちで、復興庁が来て、復興局が来て、その下までいっていますから、そういう方たちは今までよりも多分統一的な見解で臨むのだと思います。それは、県としても県の出先もそのようにしたいと思ひますし、それからそれが圧力のような形で受け取られてもいけないものですから、その点も気をつけていきたいと思ひます。

○齋藤徳美委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

谷藤委員さん。

○谷藤邦基委員 今このタイミングで発言すべきことかどうかちょっと迷いがあるのですが、今支援側の人材の問題が出てきたので、ちょっと関連した発言ということで聞いていただければと思うのですが、実はまさに支援する側のマンパワーの不足というのが随所に現れているという感じを受けておまして、これは頭数の問題ではなくて、知識、能力等ある人材の不足なのです。ちょっと話は違いますが、グループ補助金についていろいろ不公平な取り扱い云々という声も出てくるのですが、結果としてよく現場の方々の声を聞いて総合してみると、制度がよくわかっていて、それから現地の企業のこともよくわかっている有能なコーディネーターがいるところの採択率が高いという、言ってしまうとコーディネーターの能力次第という、身もふたもない現実が一方にはある。そういった部分で、どうしても頭数だけではない問題もどうも起きてきている。そこら辺をどうこなしていくのか、結構難しい問題になってきているなという感じを受けております。

敷衍して言うと、これ実は供給側の制約要因ということになってくると思うのです。例えば市町村でも今膨大な行政需要が発生しているわけです。これまで扱ったこともないような金額の予算をこれから執行していかなければならないけれども、そもそも職員、人というのが足りない中で、応援はいただいているにしても、やはりマンパワーが不足している。このときに必要なのは頭数ではなくて、その場の仕事をこなせる人なわけです。そういったスキルを持った人があらゆるところで足りない。あるいは建設業であっても頭数ではなくて、例えば重機オペレーターが足りないとか、コンクリートの型枠工が足りないとか、そういうスキルのある人材が足りない。そういう話がこれからどんどん出てくると思ひます。そうすると、例えば予算さえつけば需要はつくることのできるのですが、それをこなす供給側の制約要因、これが出てくるとやはり復興はうまく進まない。今このタイミングで言うべきことかどうか迷ったのですが、関連の話題ということでちょっとこの点これから注意していただきたいなと思ひて発言させていただきました。よろしくお願ひいたします。

○齋藤徳美委員長 適切な答えをするのは大変難しい問題だと思ひますので、そういうご意見、ご助言ということでよろしいですか。

平山委員さん何か、はい、どうぞ。

○平山健一委員 1つだけ。一関が単独で申請をした理由を聞きたいのと、それからプロジェクトチームに12市町村の意見というのはどういうふうに入ってくるのか、十分吸い上げているのか、今の谷藤委員のあれにもかかわるとは思ひますけれども、そのあたりの情

報のやりとりというのはどういうふうになっているのかちょっと教えてください。

○齋藤徳美委員長 これはご質問です。お答えをお願いしたいと思います。

○森計画課長 それでは、私のほうから一関市についてご紹介させていただきたいと思えます。

実はこの復興交付金事業計画なのですが、40の事業から成っておりますけれども、それぞれ県ができるもの、市町村ができるもの、両方ができるものというのがございます。一関市の場合、市が行う事業でございまして、市単独で申請が行われました。沿岸部におきましては県がやるものもありますし、市町村がやるものも両方ございますので、共同という形になっておりますが、一関市の場合は、それ一つの単独事業だけでしたので、単独で出されたということになっております。

あと市町村からの意見の関係については小野のほうから。

○小野特命課長 プロジェクトチームを中心といたしました市町村からの意見をどういうふうに復興の具体的な取り組み、計画づくりに生かしていくかということでございまして、この制度が正式に施行される前の段階で、復興特区をどのように活用するかということで、私ども沿岸12市町村を回りまして、各市町村の職員の方々と特区の活用について意見交換をしております。それから、年末から年明けにかけて、やや復興の具体化が進んでいく中で、つまり復興計画等が策定されるのと相まってニーズ等が具体化しているのではないかという考えの中でアンケートを行いまして、各市町村のほうから何か具体的に困っているような事案ありませんか、あるいは今後こういうふうな部分で特区を活用していきたいというようなことはないかということなどについて意見交換させていただいたところでございます。

初めの11月の段階、それから1月の段階のアンケートも含めて、やはりそれぞれの市町村においては、1つには復興計画の策定と特区の3つ目の計画であります復興交付金事業計画の作業のほうで本当に手いっぱいな状況でして、復興推進計画については、まずは県が中心となって、今ある特例をうまく活用して、計画をつくってくれと、その案を見る中で、市町村としてこれは乗ったほうがいいのか、活用していくといったところで参画していきたいといったご意見が出されて、それに基づきまして、まずは復興推進計画については、市町村からのご意見を踏まえながら、県がまず中心となってつくっていかねばいけないという認識に立ちまして、既に2つの計画を出したところでございます。

さらに、先ほど推進計画につきましては、今後はまちづくり、あるいはなりわいの再生等も含めて具体的なまちづくり等の取組とあわせて、この部分で特区を使いたいというところが具体化してくると思います。そういった特区につきましては、計画の中にも具体的な箇所でありますとか、ここというものを特定する形でその特区、特例の活用を進めていかなければいけない計画もさまざまございます。そういったことがございますので、まずは全体に、言ってみれば網をかぶせて、県として広域的な自治体として計画をつくるというところからスタートして、徐々に復興のまちづくりとあわせてニーズが個別化する中で、幾つかの市町村、共通的な課題を持った市町村と共同でつくる、あるいは先ほどちょっと話がありましたけれども、特定の分野については市町村の単独申請という形で、それを計画策定に当たって県が支援していくといった形もあるかと考えています。具体的な計画を1つの市町村とつくって、市町村に申請してもらって、あとは同じ特例を活用する市町村

は、それを先例としてつくっていけばいいのかなと思います。そういった成功事例という言い方はちょっとどうかと思いますけれども、横展開をするような形で計画づくりを進めることもできるのではないかと考えております。

いずれ結論といたしますと、これからさまざま特例の活用のニーズも多様化あるいは具体化してまいりますので、そういったところについて引き続き市町村を回るなど、生のお声をお聞きしながら、特区の計画づくりに努めてまいりたいと考えております。

○齋藤徳美委員長 いかがでしょうか、よろしいですか。

まだまだたくさんあると思います。

○広田純一委員 1つ質問いいですか。

○齋藤徳美委員長 短くしてください。皆さんご意見がたくさん長く出ますので。

○広田純一委員 すみません、意見ではなくて質問なのですけれども、復興庁との具体的な県との協議の場とかやりとりというのは、どうなっているのかという質問です。

○齋藤徳美委員長 いかがでしょうか、単純にお答えください。

○森計画課長 毎月進捗状況ということで、国の復興局が打ち合わせ会を開催するときに県からも参加させていただいておりますし、あとは特区なら特区同士で事業計画は事業計画同士で随時話し合いのほうを持たせていただいているところがございます。岩手復興局、現地機関と話し合いをさせていただいているという形でございます。

○広田純一委員 それは定例会があって、それ以外に個別テーマごとに随時打ち合わせがあるということなのですか。

○森計画課長 定例会は月1回程度でございますけれども、定例会のほうにうちのほうから出席しておりますし、あとは随時でございます。

○齋藤徳美委員長 豊島先生、お願いします。

○豊島正幸委員 複数の特区が認定されて立ち上がっていきますと、それぞれの特区相互に調整が必要なところは必ず出てくるのではないかなと、特に土地利用の点では本当に調整が必要になってくるのではと予想しますが、そのときのそれぞれの特区の上位性、優先度、そんな序列は今後必要のようにも思われますが、いかがでしょうか。

○齋藤徳美委員長 お願いします。

○小野特命課長 今ご質問がございましたように、エリア設定の関係ですけれども、今申請中の産業再生特区では集積区域を設定してございます。また、先ほどちょっとご説明しましたけれども、例えば優良の賃貸住宅、これに当たっての居住区域の設定、この辺も少しかぶってくる可能性もございます。実は、特に被災を受けた12市町村を中心にまだまちづくりの具体的な詳細なところがない段階で、とはいえ呼び水的に特区の特例を入れたいといった思いがございます。ですので、余り詳細にあげなくてもいいような形で国とは協議を進めているところがございます。

一方で、特区につきましては国のほうも柔軟に見直しが可能というお話をいただいておりますので、徐々に今お話のように区域設定とかの緻密さが求められてくる段階があります。その段階で選別をしながら、いずれ直せるところの計画については修正をかけて、それによって新たな必要になった特例、この活用が奪われることのないように、そこは検討して修正をかけていきたいというふうに考えたいと思います。

○齋藤徳美委員長 ありがとうございます。多分何時間でもご意見出てくると思いますけ

れども、大分時間も超過しました。申しわけありませんけれども、(1)の項目はこれで強制終了させていただきます。

(2) 審 議

ア 復興計画の進行管理について

イ その他

○齋藤徳美委員長 (2)番、審議というところで復興計画の進行管理と、これについてご説明いただきたいと思いますが、前回の専門委員会で、たしか意識調査、これが主観指標ですか、それから岩手復興インデックス、これが客観指標。この指標を挙げて、事業進捗管理、それから政策評価との連携といった、その方法について大筋でご了解をいただいたというふうに記憶いたしております。多分その中身について具体的な進め方、検討していただくようにというのが前回の委員会の結論だったと思います。事務局から説明をお願いして、ご意見をいただきたいと思います。よろしく。

○森計画課長 では、私のほうからご説明させていただきます。資料2から7まで使いついて、10分ほどお時間をいただきまして、説明させていただきます。

資料2をごらんいただきたいと思います。これは10月6日、総合企画専門委員会のほうにご提示させていただきまして、先ほど委員長からお話がありました復興のウォッチャー調査ですとか、被災事業所の調査、これも実施すべきだということのご意見をお聞きいただきました。図表のほうをちょっとごらんいただきたいのですが、右側の上のほうでございすけれども、復興計画の進行管理のツールということで、そこ6つ挙げさせていただいております。前回4つでございましたが、それに2番目のウォッチャー調査、3番目の事業所調査、これを合わせまして6つのツールでもって進行管理のほうの基礎データのほうを集めさせていただいて、各計画の見直し等に活用させていただくということになってございます。

恐れ入ります、資料3をごらんいただきたいと思います。そのツールの1つ目の意識調査でございます。こちらにつきましては、県内に居住なさっております5,000人の個人の方々から年1回アンケート調査を行うということを計画してございます。今年度分は、実際開始させていただいております。今6割程度の回収率でございますが、来月下旬、4月下旬には速報値、6月下旬には報告書という形で取りまとめたいと考えてございます。調査項目は、4のところでございます。7問ほどございますが、こういうことで意識調査を実施させていただいております。

次、資料4でございますが、こちらご意見をいただきました復興ウォッチャー調査、定点調査でございます。沿岸地域の被災市町村から153名の方選ばせていただきまして、お願いしてございます。こちらは既に1回目のほうをやっております、こちらのほうは大体年4回ほどこの資料に記載している調査項目にあることをお伺いしたり、自由記載欄でさまざまな意見を寄せていただくということで考えております。これも今月下旬には1回目を取りまとめまして、取りまとめ次第ご提供させていただきたいと考えております。

恐れ入ります、資料4-2でございます。こちらは、事業所調査でございます。3の(2)のところ調査対象を書いてございますが、商工会議所、もしくは商工会の被災会員さんで廃業していないところすべてを対象としてございます。大体3,000事業所、こちらのほ

うからさまざま復旧の状況ですとか、今後の意向等について調べさせていただいて、それを今後の計画のほうに反映させていこうということでございます。

それから、資料5をごらんいただきたいと思います。こちらはいわて復興インデックス報告書ということで、県内の復興がどれだけ進んでいるのかというのを資料で明らかにしていくと、主な指標だけでございますが。当面そこにある26の指標、2ページのほうを見ていただきたいのですが、安全、暮らし、なりわいの各分野選ばせていただきまして主な指標26を掲載して、どのように変化しているのかをまとめさせていただいております。指標については復興の進捗度合いによりまして指標のほうは変更していくということで考えてございます。

3ページ、4ページのほうは簡単な解説、6ページのほうは時系列でどうなっているのかというのを明らかにしたものを outs させていただくということを考えてございます。

資料6のほうでございます。こちらは、県が実施しております各事業のほう、現在までどれだけ進捗しているのかという進捗状況の集計ということになります。恐れ入ります、この資料でございますが、今年度末の推計で掲載させていただいております。まだちょっと年度末まで時間がございますので今後ちょっとデータのほうが変わる可能性がございますが、現在押さえている暫定値ということでご了承いただければと思います。こちらのほう、各項目2つのグラフを掲げさせていただいております。1つ目は、1期末の目標、25年度末になります。25年度末の目標値に対してどれだけいっているか、進んでいるかということで書かせていただいたのが左側のドーナツ型のグラフでございます。A B C D、4段階ということになっております。こちら、ちょっと言いわけがましくて恐縮なのでございますが、事業によっては1年で終わるものもございまして、3年度間ずっとかけてやるというものもございまして。したがって、単純にこのA B Cの割合でもってのはかえることはできないのですが、25年度末にはこのドーナツグラフがすべてAで埋め尽くされるのが目標だというふうな形の利用として掲げさせていただいております。右側の(2)のほうのグラフでございますが、これは23年度、単年度間の目標に対する進捗率でございます。全体で申しますと、今ある418のうち51の指標で遅れがございまして。そのうち14の指標、こちらのほうはまだ未実施ということになっております。恐れ入ります、その具体的内容については厚いほうの冊子のほうに各指標ごと、なぜ遅れているのか、なぜ実施していないのかというものを書かせていただいておりますので、そちらのほうをご参考にしていただくとともに、あと一番最後にA4の1枚の参考資料というのがついてございますが、これは遅れているもの、実施していないものの主なもの、どういう理由でこういう状態になっているのかというものを書かせていただいております。こちらのほうをご参考にしていただきたいと思います。概要のほうで申し上げますと、安全の確保のうち1の防災のまちづくりのところでは、9の指標について遅れが出てきております。産業廃棄物の処理処分のところの9指標の遅れ、これについて今後どうやっていくかというものをさらに検証を続けていくという状態になっております。

恐れ入りますが、裏側のほうをちょっとごらんいただきたいのですが、暮らしの再建の分野、左側になります。ここのⅢの生活・雇用のところでは、補修改修支援などこちらのほうも8事業、8指標に遅れが見られますし、あとⅣの保健・医療・福祉の段階で、こちらは未実施がございまして。ヘリポートの整備等につきましては予定してはいたのですが、こ

れまで実施しておりません。これは県立病院の復旧を急ぎたいということでそちらに計上した結果、ヘリポートについては来年度以降、24年度以降のほうで実施したいということで、23年度は未実施とさせていただいたものでございます。

地域コミュニティ、教育、市町村行政機能とそれぞれ指標においては遅れが出ているという状況でございます。

なりわいの再生でございます。こちらのほうでも幾つか指標に遅れがございます。水産業・農林業の分野では、Ⅷのところでございますが、新規登録漁船数などに遅れがございます。この産業の分野では、実施していないという部分もあるのですが、これにつきましてはこの計画つくったのは8月なのでございますけれども、その後にもっと有利な補助金が、制度ができた関係で予定していた補助制度の利用をやめたというのが2つございます。これについては、実施していませんが、できなかったというよりは、もっといいのが出てきたので、やらなかったというような形の整理になってございます。

現在の県の事業としてはこういう段階になっておりますので、前にご紹介いたしましたアンケートの結果ともども事業の進捗状況とあわせまして、さらに必要な調査をやって、今後計画をどのように変更して充実させていくかというふうなご審議のほうの参考としていただければと考えてございます。

最後に、資料7になります。これは復興実施計画における主な取組の進捗状況で、主に県民向けの公表用の資料として毎月出させていただいているものでございます。すべての事業、その指標の動向を書くというのではなくて、実施計画のうちの主な計画の内容、あとそれに伴う指標等について紹介させていただくという形で活用させていただいているものでございます。こちらのほうにはホームページ等で毎月更新してご理解いただくというような形で進めさせていただいているものでございます。

計画の進捗管理についての説明は以上です。

○齋藤徳美委員長 ありがとうございます。ただ膨大な資料、ちょっとすべてお目通しただいて、ご指摘いただくところまではちょっときついかと思いますが、ふだんのお考えの点もあろうかと思えます。ご質問、ご意見お願いします。

谷藤委員さん。

○谷藤邦基委員 最初に、ちょっとこれは是非お願いしたいなという点を1つ先に指摘させていただきたいのですが、実は復興インデックスというのは客観的なデータでもって、ある意味言いわけを許さない、数字がすべての指標というのが本来のあるべき姿だと思うのですが、実は私どもが毎月の経済動向を調査している中で、以前と同じデータだと思っていたら、どうもふだんとデータの出方が違うという事例が出てきたので、ちょっとそこは注意していただきたいなということがありました。

具体的に言いますと新規住宅着工戸数なのですけれども、1月のデータかな、沿岸のある市で1カ月の間に持ち家だけで190戸というとても信じられないデータが出てきて、いろいろ調べてみたらいろいろ震災発災以降の混乱の中で書類がどこかに滞っていて、それが一気にまとめて出てきたので、本来9カ月分ぐらいなのか、それをまとめて1カ月に計上したと。これ例えば毎月推計人口なんかでもいろいろな人口動態を何カ月分かをまとめて計上した例がありますが、似たような話で、そういうことがどうも出てきております。ですからデータだけ見ているとそこら辺ちょっとミスリードする危険性が出てきてい

る。そういう意味では、本来客観データだけで判断すべきものなのですからけれども、いろいろ定性的な要素を加味して判断していかないとかえって間違ってしまうという状況が、ほかのデータでももしかするとあるかもしれませんので、いろいろその辺はデータを出す部署のほうにもこういうことがありますという、注意書きが必要であれば出していただくようなことでお願いしていかないと、恐らく県庁の中でもその辺の情報が十分流れていかないという可能性もあるのではないかなと思っております。そこら辺の意思疎通、何のためのデータかということも理解してもらったうえで各部局に出していただくようお願いする必要がありますのかなと思っております。そういう意味では、解説も後ろのほうについてありますので、そこら辺でできるだけ数字だけでは見えない状況をフォローしていただくようなことが必要になってくるのではないかなと思っております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○齋藤徳美委員長 ありがとうございます。またちょっと発言しますが、違った視点からひょっと見るとがれきの撤去率が別の場所に移動したという撤去率なのでしょうけれども、これは92%ぐらい、91%と、ほとんど寄せたと。でも、実際とすると処置したのは8%しかない。どういう数値が今の状況をよくあらわすのかという、そういう視点のことも何か91%という非常に全部処置終わってしまったようなイメージですが、実際には結構厳しい状況にあって、復興の妨げになっているという、同じ物事についても数字の読み方で、出し方で全然違ってくるところもあるのかなという気がこの表を見て感じました。

はい。

○谷藤邦基委員 ちょっと今のことに関連してですが、資料の7ですね、一般向けの公表資料、その5ページに沿岸市町村の災害廃棄物、がれき処理の進捗状況というのがあって、この表題が処理になっているわけです。データだけ見ると100%がずらっと並んでいるのですが、その表をよく見ると撤去率と書いてあるので、処理ではないのねと。処理というのをどういうふうに理解するかということでもありますが、普通処理というと、焼却あるいは埋却等の処分が終わったところまで行って初めて処理だと思うのです。ところが、実際問題、処理という表題がついていながら100%の数字が並んでいるのですけれども、そういう話ではないのですよね。よく見れば撤去率と書いてあるからわかるのですが、さっと見たときにえらいこれミスリードしかねない。では、岩手はそんなに進んでいるなら、支援要らないよねなんていう話になると非常に困った話でありまして、ですからこれ表題変えていただくか、あるいはわきに処理率も含めていただくか何かしないと、これは世間に非常に誤解を与える表だと思いますので、そこはひとつご検討いただきたいと思ひます。

○齋藤徳美委員長 お願いします。

○森計画課長 今のご意見のとおりでございまして、1つにはがれきの撤去率が現在書いてございます。それから、処理というような形で書いていて、その中に撤去率があるのはそのとおりでございます。ここについては、次回以降直してまいりたいと思ひますし、まずそもそも撤去率ではなくて、次に課題になっておりますのは処理の率でございます。復興のステージが移る段階で、次は何がポイントになってくるのかを考えながら指標についても随時見直してまいりたいというふうに考えております。

○齋藤徳美委員長 よろしくお願ひしたいと思ひます。各部局みんな一生懸命頑張っ

できるだけ前進をしたということを示したいという気持ちもあるいはあるとしても、心情はよくわかりますが、数値は絶対数値、現状をよくあらわすということが一番基本だと思いますので、ほかにもそういうものがあるとしたら見直していただければありがたいなと思います。

平山委員さん。

○平山健一委員 シンクタンクのNIRAの報告を見ると、被災前に比べて岩手県全体の復興状況指数は8割で復興は進んでいると記されています。しかし、沿岸部の経済力、人口が県全体の2割だとすれば、8割ということはまだ一つも進んでないということの裏返しです。

このような情報が中央に出るということは、日本の国民がどう考えるかということにかかわって、災害の風化という意味では非常に大きな影響を持っていると思います。この指標は注意深く、正しく伝えるように心がけ、資料の出し方も本当に沿岸部の被災地においてどれだけ回復したかという視点を忘れずをお願いします。

最も私が今日言いたいのは、この様な、お金の面での復旧、復興ではなく、被災者の心の復興です。亡くなった者、生き残った者、自然への畏敬等、いろいろなしがらみをどれだけ乗り越えてやる気が生まれているのか、そういう視点を切り口として現在の体系的な進め方とをあわせてみていくことが大切と思っています。被災者がどういうふう感じながら生きているのかを感じ取ることは必要ではないでしょうか。体系的にやるのはそのとおり必要だと思いますけれども、そういう切り口を、山折哲雄先生なんか時々書いていますよね、加えるとか、被災者の気持ちの上での変化を見守ることも必要なのではないかなと思いました。最初、指標をつくる時にそういう発言はしなかったのが、抜けたのかもしれないかもしれませんが、大切なことかなと思って、今発言させてもらいました。

○齋藤徳美委員長 ありがとうございます。いかがでしょうかといってもすぐお答えいただくのも難しいと思いますが、平井副局長さん、何か今の平山委員のご要望について考えるところがあったらお願いしたいと思います。

○平井副局長 まさに大切な視点でございます。1つは説明申し上げた背景の中に県民の復興意識調査が入っていて、それは安全な暮らし、なりわいをバランスよく聞いていますから、主として暮らしのところを見ていると浮かび上がってくるのだらうと思います。

もう一つは、ウォッチャー調査では、それぞれのお立場で見た復興というのが文書で書いていただくことになっていますから、そういうことからくみ取れるのだらうと思います。

ただ、先生おっしゃったようなもっと直接的に今の心証をどう解釈するのかというようなことを専門家の先生ということかと思いますが、直接聞いてみるというようなことも方法論としては大事だと思いますので、調査の進展にあわせてそういうことも考えていきたいなと思います。

○齋藤徳美委員長 平山先生、よろしいですか。

○平山健一委員 はい。

○齋藤徳美委員長 では、広田先生。

○広田純一委員 大きく2点あります。1つは進捗状況の調査の使い方についてです。ご説明の資料の中で、進捗してないとか、未着手という事業はすごく重要だと思うのです。

以前からしつこく言っているように、こういう調査というのはよりよい復興に向けての手段ですから、当初考えたようにいかないというのをいち早く把握して、次の対応をとるといふ姿勢が重要です。ですから、進捗がおくれている項目があるというのは、ある意味すごく健全なことで、その原因をはっきりさせて、この事業・計画は見直そうというふうに柔軟に対応していくところが一番大切なポイントです。

先ほど8月時点で想定していたより、後からより有利な事業が出たから進んでいないというご説明がありましたが、そうであればその事業は見直していくのが当然なので、そういうふうに調査結果を使ってほしいと思います。

それと関連しますが、進捗している事業の中身が重要だということです。順調に進捗しているというのは、それは一つの成果ではあるのですが、事業が進捗した結果、本来の復興にどれだけ寄与しているかというところが実際には重要なわけですよ。つまり、単に進捗したからいいというようなとらえ方はせず、進捗した結果、本来その事業で期待した効果が本当に上がっているかどうかという点をきちんと評価してほしいということです。

もう一つ、平山先生のご意見と似ているのですが、今回の一連の調査はいろいろな視点が含まれていて(ウォッチャー調査も入れてもらっていますし)、すごくいいものになりそうな気がしています。ただ、せっかくさまざまなタイプの調査をしているので、これらの結果を総括したレポート(岩手県の震災復興の現況といったもの)が定期的に出せないかとも思います。結構大変だと思うのですが、それを見ると岩手県の震災復興が今はこの程度まで進んで、こういうところに課題があるといったことがわかるような、そういうものを期待します。だれが書くかという問題があると思いますが、事務局のほうで書いていただいて委員長に見ていただくとか、やり方はいろいろ考えられると思います。

○齋藤徳美委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○森計画課長 まず、進捗状況の詳細についてでございますが、事業をどれだけ実施したかという量の調査でございます。大きな区分でいきますと、県民意識調査のほうに、安全な施設の整備が進みましたかというのがございますが、そちらのほうと照らし合わせて、あとは直接各事業課で県民の皆様からいろんな声を聞いていると思いますが、照らし合わせて検証していくということで整理させていただきたいと思っております。

あと総括レポートのお話なのですが、実はこの6つのツール取りまとめるのが大体6月下旬ごろかなと思っております。それを受けまして、また今ある実施計画を変更していくことが必要かということの検討も必要になりますので、その段階でまた専門委員会にご審議いただくことを考えております。その場の取りまとめということで全体がまとまるというような形ではいかがかと考えているところでございます。

○齋藤徳美委員長 ありがとうございます。これだけまとめるにも恐らく膨大なエネルギーも使っているのであって、復興そのものよりもまとめをするのに力を注いだのでは本末転倒ということもあります。多分6月に立派なものがまとまるよりは、今例えば安全の点で言うとまだまだ撤去が悪いとか、暮らしで言うと何とか仮設は間に合ったけれども、どうかという、そういう主立った話もないというのは速報的にやっぱり出て、それに次の計画あるいは実施をフィードバックさせていくような、そういうものが生きて代物だと思います。多分6月にこの詳細のものがどんと出てきたら、総合計画だとか、防災計画のよ

うに分厚い冊子と同じように読む人がいなくなってしまうというような、そういう危惧を私は持っています。完全に取りまとめることはなく、今ポイントはこうだよと、だからそれを直しに行くよという、何かそういう担保みたいなものが欲しいなという思いがしますが、それは難しいものでしょうか。

○森計画課長 各調査の速報値というのは、その都度ご提供させていただきたいと思いません。そのとき、またご相談させていただくということでお願いしたいと思います。

○齋藤徳美委員長 多分素っ気なく、何が何%という項目全部出てきても、ではどうなのだ、そこがむしろ行政として見ると、総括して、こういう点を今力入れていかなければならないと、ここはうまくいっているよという、そういう、聞く人にわかるようなものが本当は行政力ではないかというふうに私は思ったりいたします。ちょっと考えていきましょう。

○森計画課長 よろしくお願いたします。

○齋藤徳美委員長 南委員さん。

○南正昭委員 県としての評価なものですから、県としてまとめたデータになっているのですけれども、この最初の意識調査ですとか、ウォッチャーの指標というものが、当然市町村で異なっていて、このことが県としてデータを公開したときにどういう印象を持って各市町村に受けとめられるかというのはちょっと注意しながら、サンプル数はそんなにたくさんとって、大きな調査を何回もかけるというようなことは、今委員長もおっしゃっていましたが、そこに労力をかけるということは今は必要ではないかも、適切ではないかもしれませんが、市町村さんに移っていくときに、むしろ状況の悪い人たちがこのサンプルの中にいるはずですから、状況の余りよくない市町村に是非配慮が届くような形で公表をお願いしたいなというふうに思います。

以上です。

○齋藤徳美委員長 いかがでしょうか。

○小野特命課長 復興に関する県民意識調査につきましては、特に沿岸 12 市町村につきましては統計学的に優位になるような形で集めてございます。そういった統計学上のことはクリアするにせよ、今南先生お話しになったように、やはり市町村とも中身については相談しながら、いずれこういった形で出していくことは必要といったことは皆さん同じだと思いますけれども、それを出すに当たってご理解をいただいて、何のためのこういった調査なのか、ここら辺についてしっかり強調しながら出していくことが必要と思っております。

また、ウォッチャーにつきましてはまさに 150 名ぐらいということですので、その統計学とか、そういったものとはまた別のものがございます。そういったことも注意しながら、出し方についても、いずれ基本的にはプライバシーとか、今お話のあったように個別の地域との関係も十分に留意しつつ、復興の進みぐあいについてきちっと外にわかるような形でできるだけ公表していくことが重要と考えてございます。

○齋藤徳美委員長 豊島委員さん。

○豊島正幸委員 ただいまの南委員の質問と重なるところが多いのですけれども、意識調査の中でそういった居住地ごとの集計並びに問 1、問 2、問 3 というのが属性にかかわるものですね。それから、問 4、問 5 というのが復興の実感というところにどういう属性の

人たちがどういう現象を見て復興したと感じているのか、していないと感じるのか、このクロス集計というのが次を考えると非常に大事ではないかなと思っておりますが、労力も大変かかる場所ではありますが、せつかくこのデータがあるものですから、そのクロス集計、これをお願いしたいと思えます。

○小野特命課長 委員の皆様にも、例えば広田先生のところにもちょっとご相談に行ったりして、できるだけ後でうまくクロス集計ができるような形で設問にも心がけてごさいませ。また、先生方にもご相談しながら意味のある意識調査の結果が導かれるような形に努めてまいりたいというふうに考えます。

○齋藤徳美委員長 どうぞ。

○豊島正幸委員 最初に話題になりました災害廃棄物の点です。この問題が今あらわれているときに、思い出す一文が実は復興計画の中の「内陸部と一体となって復興を進めるのだ」という、あの一文が思い出されます。つまり、県内の内陸部の幾つかの市町村で焼却、協力を得ているようではありますが、ケースによってはこの問題が焼却施設のある自治会レベルのことで大変地元の方々が大きなストレスを感じているケースもあります。でも、これは県が一体感を出すためにいろいろと橋渡しをするという役目があるのだと思いますが、ただ残念ながらそれが私には見えません。仮設の焼却炉がつくられた、分別する施設がつくられた、着々とやられているけれども、県としてこここの範囲のやつはここに全部分別して、そして内陸のここに持っていきますというような、あるいはそこへの働きかけというのは残念ながら私は見えないので、もしそういう取り組みがありましたら教えていただきたいし、なければそこは是非やっていただきたいと思えます。

○齋藤徳美委員長 いかがでしょうか、お願いします。

○伊勢環境生活部環境生活企画室企画課長 今のお話は、内陸部の市町村における焼却処理への協力ということかと思えますけれども、県のほうでは委託を受けている市町村さんあるいは受けていない市町村さん含めて詳細計画の中で、どこの町の部分について、内陸のどこが受けてくださるかというような計画をつくってございまして、現在公立、民間含めて 11 カ所の焼却施設にご協力いただいて処理を進めさせていただいているところでございます。多いところでは、例えば 1 日 50 トンとか、少ないところでは余力の問題で 2 トンとか、違いがあるのですけれども、そういったようなことで沿岸で処理する分、太平洋セメントさんをお願いする分、仮設で処理する分、内陸で処理する分、あと広域で処理する分、ここを全体的にコントロールさせていただいておりますけれども、ただそういった内陸市町村さんへのご協力の点は県外への広域処理に比べると余り目立たないものですから、そういった点もっと PR させていただいたほうがよかったのかなというふうに思っております。

○齋藤徳美委員長 はい、どうぞ。

○豊島正幸委員 そうしますと、もう内陸部での焼却施設はこれで十分ということですか、それともこれからもお願いしながらふやしていくという方向でしょうか。

○齋藤徳美委員長 お願いします。

○伊勢企画課長 お願いすべきところにはもう大体お願いしているところかと思えます。ただ、あと現在予定しております 1 日当たり受け入れ量、これに関しまして、例えばもう少しふやしていただくことができないかといったあたりをお願いしたり、調整したりして

いくような作業は残っているかと思えます。

○齋藤徳美委員長 多分これは国の処置の問題で、ようやく総理大臣がリーダーシップをとって各付近自治体という話と同じようにがれきの問題以外にも各市町村に協力を仰いで、県としてこのところはこれだけのことをやってくれというあたりの強いリーダーシップが見えてもいいのかなど。余り何かそれが今まで実施までに至らなかったことが多いと思うのですけれども、それがもう少し見えてくれば内陸部と沿岸部の温度差とか、そうではなくて岩手県民みんなそれぞれできることをしてという、そういうところにつながっていくのかなという、ちょっとそんな心情もあったりいたしました。

谷藤委員さん。

○谷藤邦基委員 ちょっとまた関連してですが、本当は今日その他のところでお尋ねしようと思っていたのですが、マイクが伊勢さんのところにいったので、今この場でお尋ねいたします。

実はこれ事実かどうかよくわからないところがあるのですが、先週発行された週刊ダイヤモンドに非常に気になる記事が載っておりまして、内容をかいつまんで申し上げますと、被災地以外の産業廃棄物が被災地のほうに持ち込まれて、がれきの山のところに人知れずのうちに廃棄されている、そういう話が載ってまして、これには岩手県沿岸部のある集落に6万トンに上る産業廃棄物を搬送するのを請け負った業者という話も出てきています。6万トンということ自体が既に信じがたい数字でもあるわけですがけれども、この辺については何か情報等把握されていらっしゃるでしょうか。

○齋藤徳美委員長 いかがでしょうか、がれきどころか、私も携わっている県境産廃の云十万トンという問題を抱えていながらそういうことが起きているとすると、これはとんでもない話だと思うのですが、いかがでしょうか。

○伊勢企画課長 これ業務としては資源循環推進課がやっておりますので、そのことについて聞いたことはございませんが、ただそういうことはないと思います。その6万トンとか、そういうような膨大な量が今の第1次仮置き場に廃棄されれば把握しているはずですので、そういうことはないと思います。ただ、一般の家庭のごみがいつの間にかふえていくみたいなお話はあるようでしたので、そういった仮置き場に関しましては、警備する者をつけるような対策をとるといふふう聞いております。

○齋藤徳美委員長 はい

○谷藤邦基委員 今のところ、私も6万トンというのは10トントラックでも6,000台ということになりますから、とても信じがたい話だなとは思っていますけれども、ただいづれそれなりの雑誌ですので、多くのビジネスマンが読んでいるのであれば、事の真偽をまず確認した上で、信憑性が疑われるのであれば、これは訂正申し入れるとか、何か対策が必要ではないかと。

この記事を読んでいきますと、鉄鋼スラグの話が出ているのですが、これが海を汚染するというようなことも書いてあるのです。そうすると、これから水産加工業あるいは養殖業、漁業を復興の核にしていこうというときに非常に悪いイメージを持つ人が出るかもしれない。そういう意味ではちょっとこれは看過できない記事だなと思っておりますので、真偽のほどはともかくとして、何らかの対応は必要かなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○齋藤徳美委員長 よろしいでしょうか、何ができるかは今ここでは特にありませんけれども、そういうものがあるということです。

○伊勢企画課長 担当課のほうに詳細を確認するように話したいと思います。

○齋藤徳美委員長 よろしく申し上げます。

ほかにいかがでしょうか。

南委員さん。

○南正昭委員 確認みたいなお話なのですが、この進捗評価の目的というか、今復旧、復興が少しずつ始まって、その現実というものが多分皆さん見るのが初めてな復旧を見て、今仮設の中で冬を暮らして、越していく姿というのも初めて見るわけですけども、この状況が何年も続くということは大変に厳しいということは皆さんがよくご承知のことかと思うのですが、進捗状況、このプランをこのままこのとおりに進めていくということよりもむしろ、例えば重点的に進められるプロジェクトが動き出せばそういうものが動いてもいいと思いますし、特区がいい形で実現していけば、それで優先的に動かしていくとか、柔軟な形で是非見えてくる現実からプランをつくり直しながら進めていくことが必要でしょう。是非これにとらわれて、通常時の事業評価みたいな形で何年度にはこれをすればいい、これをすればいいと、評価表を書くということではなくて、むしろ柔軟にやってほしいなということです。意見です。

○齋藤徳美委員長 意見ですからいいですか、お答えは。

○南正昭委員 はい。

○齋藤徳美委員長 ほかにいかがでしょうか。結局いろんな項目で多様な視点で評価をしてということですが、目的は1つでしょうと。人々が、生活が、復活して、暮らしていけるかどうか、そこにどう近づいたかという話が本質なのですよね。それをあらわすためにたくさんの項目を挙げてあるのですけれども、何かそこに対する総括というか、どの段階ですかというふうなことを見失ってはいけない。それが復興計画の柱だし、進捗状況の評価なのだろうと思います。

これは意見がございましたので、また委員長が勝手に私見を述べさせていただきますけれども、復興計画の柱、私はなりわいの再生と、それから安全なまちづくりと、もちろんそれによって暮らしがというトライアングルにしてつくったはずです。だから、一番の柱というのはなりわい、どうやって人がそこで仕事を、物を生み出して、そこに人が住むのか。よく私はアメリカの砂金の話をするのでですけども、そういう砂金のとれるところに人が集まって生産する。だから、食料も必要だし、お酒も必要だし、あるいは娯楽施設も必要だし、いろんな町の機能ということで町はできる。だけれども、物がとれなくなったらもうゴーストタウンなのです。沿岸で株券をコンピューターたたいて利益を上げる、そういう産物があるわけありません。やっぱりメーンは、たくさんあるけれども、大きく言ったら水産関係で、船が一体幾ら復活したのだと。今船は復活したけれども、これはつukれない、加工会社など、この前大槌から釜石に1社ようやくできるという、ようやくですよ。そういう話が出ているぐらいで、だから雇用も復活していないし、人々がそこで暮らしていても何もなりわいとして成り立たない。

すみません、私は66なもので、もう定年一旦なっています。雫石川のほとりに住んでいますけれども、国交省は堤防は安全だと言っていますけれども、切れているところがあり

ます。流されたらもう岩手銀行さんは私にローンを組ませてくれません。新しい土地で、新しいうち作れなんていってもできない。そうしたら、復興住宅にでも入れてもらって、あとは減るおそれの強い年金にすがって、ではあともういつまで生きるかという、そういうような希望を持たない話にしかないのです。本当に身につまされて、最近思っています。だから、何かなりわい、仕事をどうやって復活させるかということにお金をつぎ込まなければならぬ。だけれども、水産工場、今までの整備の分だったらお金、工場ができ上がったら成果払いしてくれる。でも、その時のお金を銀行は貸してくれるわけではない。結局みんな苦労して、結局成り立ってない。では、そういうところにもっと視点を向けなければだめだと。人がいなかったら、堤防なんか要らぬのですよ。道路も、鉄道も、学校も、病院も、商店も何も要らない。人がそこに住む、だけれども陸前高田はあのおり更地です。大槌も山田もそうです、田老もそうです。そういうところを1年たってもそんな現状だというと、何か根本的にやっぱり問題があるような気がしてならない。

一方で、今安全なまちづくりという計画をつくってもらって、その土地を早目に私は国に借りてくれと、個人資産に出すのがだめだったら。何かそういうことをしない限り一つもまちづくり進まない。広田先生、南先生、まちづくりのご専門でいろんなプランを考えたり、意見を聞かれていますと思いますけれども、制度より何よりもその金どうするのだという話がいかに進まないのではないかと。何かそういうふうな指標というのは、やっぱり全部我々網羅できなかつたので、今反省しきりですけれども、それについてどこまで進んでいますというような大きな柱に対する評価みたいなものというのは、私は進捗状況の一番の根っこではないかなと、そんな思いがしていますが、独断と偏見でしょうか。

○**広田純一委員** そのとおりでございます。

○**齋藤徳美委員長** そうあっさり言われると、何も言いようがないのだけれども、だとすればこういう数字を細かく出していっても、やっぱり肝心の総合評価のところできなりわいはどうなのだと、安全なまちづくりのところはどこまでいったのだと、そのことが前に向かないと、被災者がそうだし、我々も県民の一人として次の時代についての展望が見えない。何かそういう見えるものでないと、やっぱりこれだけの労力をかけた調査は生かされないのではないかという思いがするのですが、谷藤委員さん、すぐ賛同ではないと思います。おしかりください。

○**谷藤邦基委員** 何か総括の局面に入ってきたようであれなのですが、これまでの流れを振り返ったときに、私もこの委員会の第何回かは忘れましたが、以前に申し上げたのは当面がれきの撤去と、それから避難所暮らしの解消というのが復旧段階の最初のポイントかなということで申し上げた記憶があって、その段階はまずほかの被災3県の中では順調にいったほうだと思うのです。先ほど引用したこの週刊ダイヤモンドでも初動段階の対応について、岩手県は割と評価されています。そこは非常に自負しているところだと思う。

次の目標は、例えばがれきの仮置き場であるとか、仮設住宅であるとか、あるいは仮設校舎、仮設病院、そういった「仮」という名のついているものをなくしていくのが多分次の目標になると思うのです。要するに、時間軸に沿った流れで言うとそういうことなのですが、ではその行き着いた先がどうなるのだろうかというのがなかなか見えてないというのが現状だと思うのです。かれこれ1年たちまして、実施計画もあと2年たつと次の第2期

の実施計画に移っていかなければいけない。そういう中で、第2期の実施計画というのは多分25年度あたりに策定作業するのだろうと思うのですけれども、その前段で、24年度もう間もなく始まるわけですが、24年度に是非やっていただきたいことは三陸創造プロジェクトの肉づけというところです。私が考えているところとしては、段階を踏んで少しずつ肉はついてきたのですけれども、まだまだ本当に骨皮筋右衛門と言っては申しわけないのですけれども、やっぱりまだ具体的なイメージが見えるところまでいってないと思うのです。そこが見えてきて、一番は雇用ですよ。雇用をどうやってつくっていくのか、そこら辺の議論、あるいは議論を積み重ねた上でイメージが形成されていくような場が必要なのだろうと思うのです。その場合、どうしても沿岸の人たちが思っている夢とか希望とか、そういったものもある程度というか、最大限反映させていかなければいけないだろうと思うのです。要するに、三陸創造プロジェクトの骨格はできていますけれども、それにとどまらないで、可能性のあることはいろいろ検討して、次の実施計画にできるだけ反映させていくような、その前段としての三陸創造プロジェクトの肉づけというのは、これを是非やっていただきたいと思っています。

特に水産加工関係のところが一番重点になると思うのですけれども、要は雇用というのは一言で言うとどれだけ付加価値つくれるかなのです。付加価値こそ雇用の源泉です。ところが、これ実は現場の企業経営者の方々はそこら辺ちょっと勘違いされているかもしれない。というのは、付加価値イコール企業経営で言うと売上総利益、俗に言う粗利なのです。ところが、企業経営者の方々、粗利も当然考えるのだけれども、最終利益を一番に考えていますから、そうするとここでギャップが生じるのは、人件費なわけです。人件費というのは、企業経営者はコストとしか思っていないところがあるのですが、実はこれ付加価値の一部でして、ここでマクロ経済的なとらえ方と企業経理のとらえ方でちょっとギャップが出てくるのです。だから、付加価値をできるだけ稼いでいただいて人件費もいっぱい払って、雇用をいっぱいつくってもらおうというところがなかなかマクロで経済を考えている立場と企業経営やっている立場で合わないところがある。

ちょっとそれは横道の話ではありますが、いずれどれだけ付加価値をその地域で創造できるか、それが雇用に直結して、人口にも直結していく。それを考えたときに、やはり水産加工の分野どれだけ付加価値を生む産業に育てられるかというのがとりあえずのところだと思います。本当に新しい産業をまた創造していくという視点も必要かもしれませんが、やはり天馬空を行くような議論していてもしょうがないので、地道な議論という意味では水産加工の分野でどういうものあるいは産業を構想していくのか、そういったあたりを含めた三陸創造プロジェクトの肉づけというのも当面の手順作業としてやっていただきたいなと思っています。ちょっと総括的な話になってしまっただけで申しわけないのですけれども。

○齋藤徳美委員長 すみません、私が勝手に振ってしまいましたので。

時間はあと15分ぐらいありますので、ご意見ありませんか。

広田委員さん、いかがですか。

○広田純一委員 災害公営住宅の件でちょっと意見です。特に県営住宅ですけれども、県有地を中心として確保できる場所に、とにかく数を用意しなければならないということはわかるのですが、地域全体のまちづくり計画があって、その中の公営住宅であるべきだと

思います。市町村当局だけではなくて、地元の人たちがしっかり理解した上で、公営住宅の必要数や住宅形式を考えていくべきです。別に公営住宅、県営住宅だけではないですが、それぞれの事業が縦割りで、本来市町村レベルあるいは地区レベルで整合性をとらなくては行けないのに、最初に言ったように、まず事業ありきみたいな進め方になりつつあるのではないかなと懸念しています。

特に公営住宅を取り上げるのは、齋藤委員長がおっしゃったように、将来の人口確保にすごく影響するからです。災害被災地の先例を見ると、なるべく自宅再建の方がいいという結果が出ています。自宅であれば次の世代につながりますから。公営住宅は、どうしても自宅再建が難しい人のために必要な住宅ということでしょう。ただ、公営住宅でも将来の払い下げを考えておけば将来につながる可能性があります。つまり、住宅を単純にたくさんつくるということではなくて、いかにして地域の人口維持につながるかという視点で、公営住宅の計画をしてほしいと思います。いろんな形式の公営住宅があってもいいわけで、中層のビルだけが公営住宅ではないですから。戸建てもあれば、長屋形式もあれば、その地域に応じたいろんなタイプの住宅があり得ると思うので、そこら辺を是非地域の人と一緒に検討していただきたいなと思います。これが1点です。

それから、くどいようですが、もう一つは防潮堤の高さのことです。やむを得ない面があるのですけれども、防潮堤の議論をするときに、景観とか土地利用とか、あるいは漁船の置き場の確保を考えると、余り高くしてもらっては困るという意見は出るのですけれども、最後はどうせただでつくってくれるなら高くしておいた方がいいというまとめになりがちです。これはここで言ってもしょうがないことですが、縦割りの予算の弊害の問題の一つでもあります。冗談まじりでよく地元で出るのは、防潮堤を1メートル下げて、そのお金を住宅再建に使わせてもらえるのだったら、喜んで下げますよという意見です。復興交付金といいながら、防潮堤についてはその枠外ですから、結局従来の縦割り予算を破れてない実態があります。県としてはそういう実態をどんどん国に言うべきだと思うのです。そこに県の役割があると思うので、それぞれの業務の中で積極的にそういう発言をしてほしいというのが2つ目です。

最後に、長くなって申しわけないのですけれども、齋藤委員長の意見に触発されたわけではないのですけれども、復興にとってすごく重要な要素が被災者の方の気持ちの問題だと思うのです。自分も復興に一定の寄与ができていくという、そういう効力感みたいなものがあると、多少は経済的に厳しい状況でも頑張れるところがあるのです。ふるさとの復興のために何とかしたいという気持ちは皆さんそれぞれあるので、復興のプロセスへの参加ということがすごく重要になります。県の事業の中にもそれに似たようなものが入っていますし、基本的には市町村の仕事だと思うのですけれども、今地元にはいない出身者の方も含めて、そういう地域に思いのある人達の力を復興に向けて結集することができれば、大きな力になると思います。それはまた被災した方々の気持ちを前向きにもさせますから。復興への住民参加、特に若い人の参加はまさに人材育成にもつながります。震災はある意味で、地元へ愛着を持っていて、能力の高い子供たちを育てる機会でもあります。そして、そのような人材育成に成功すれば、多少人口の総数は減っても、地元へ愛着があって、何かやりたいという積極的な若い人たちが残っていくはずだと思います。そうなって行けば、すごく良い復興になるのではないかと感じています。何か感想みたいになってしまいました。

○齋藤徳美委員長 平井さん、お願いします。

○平井副局長 まず、広田先生からのご指摘でまちづくりの一環として災害公営住宅をとらえるべきだというのは、まさにそのとおりだと思います。仮設住宅の段階では、戸数の確保というのが非常に大命題だったわけですが、これからもう少し災害復興公営住宅になるともう少し長期の視点での評価がいずれは行われるだろうというふうに考えております。

一方で、早くつくれというのも、それは住民の方々の意見でございまして、急がされている中で、いかにまちづくりの一環として、人が端的に言えば住んでいただけるような、あるいはにぎわいがそこにあるような住宅地にするかというのが課題でございまして、これは本当に繰り返しになりますが、急がされてされている中で、いかにいいスペシャリストに来てもらったとか、あと住民参加をしていくかということかと思っております。そういう性質だという認識でございまして。

それから、防潮堤の話は、ちょっとその議論の質が低い場合と高い場合があって、防潮堤を下げて住宅に支援をしてほしいというのは素直な気持ちかもしれませんが、まちづくりとしてそれでいいかという議論とはまた別でございまして、縦割りがいいという趣旨で言っているわけではなくて、町全体として低地に住宅とか、市街地がないと、であれば防潮堤は下げるとか、現況幅員を広げるとかという判断をしている地区もあるということでございます。そのレベルをとり合いということであれば、それは行われるべきだと思いますけれども、今の非常にじれている状態下で防潮堤なんか下げて、住宅なんていうのはちょっと乱暴な、そこはやっぱり分けなければいけないと思っております。

それから、復興のプロセスへの住民参加というのはまさにそのとおりでございます。仮設住宅で暮らしている方々がどういう町にしたいかというのはちゃんと組んでいかなければいけませんし、また生活が安定してくるに従ってどんどん見解も違ってくるということですので、継続してそういうことをトライするのが必要なことだと考えております。

それで、すみませんが、ちょっと長くなって恐縮ですけれども、この会の終わりで私がコメントできることになっていて、全部を受けてということだったのですけれども、それだと言いつげになるので、言おうと思っていたことをこの際言ってしまうと思っております。

○齋藤徳美委員長 はい、お願いします。

○平井副局長 まさに先ほど出ました復興の状況を文章でまとめてわかりやすく示す、端的に示すということが重要だということでございます。県議会でも一言で言って今の状況をどう理解しているのだという質問は出るわけですが、それに対しては2分ぐらいで答えられる文章を書くわけですが、それは非常にエッセンスでとらえ切れていないという語弊があるのですが、2分なりの限界があるということでございます。それをもう少し敷衍をしてトライをしてみたのがこの主な取組と進捗状況というのを最初のほうに書いてある3ページ、4ページの文章でございます。この冊子はプロジェクトの進捗状況を短く報告する冊子ですので、そのプロジェクトの進捗はどうかということを中心に書いていますので、例えば4ページの2ポツ以下のところに4万3,000人の方々は依然として仮設住宅、仮住まいの状況にあり、これが深刻だということとらえ方をしているわけです。そういうとらえ方、それからなりわいの再生については、ちょっと齋藤先生の感覚と違うかもしれませんが、13市場のうち12市場が再開してい

るとか、緒についてきたというようなトーンで書いているということでございます。そういうとらえ方がやっぱり重要なのでございまして、このとらえ方自体が正しいと思いませんし、批判は受けるべきものですが、やはり認識としてのとらえ方をちゃんとこういう文章にしているというのは非常に重要なことだと思います。それは復興を担う者としての心証ということですので、それも吐露するということとも言えると思います。そういうトライと、やはり県民意識調査とか、ウォッチャー調査とか、それから客観指標の調査によるシステマティックな評価というもののバランスというか、両方やっていかななくてはいけないということであろうと思います。端的なとらえ方は重要ですが、それに書いたところだけ重点的にやっている、幾らでもよいかというと、そういうことでもなくて、特に激しくヒットされた被災地ではシステミックリスクといいますか、全部がだめになるリスクもまだ抱えているわけで、いろんなところを同時進行的にうまくやっていかなければいけないということ、そういう今回の被災の性質もございまして、バランスのいい評価と、一方でこういうふうな形をやっていくべきではないかというふうに考えています。

すみません、長くなりました。

○齋藤徳美委員長 ありがとうございます。私もすべて正しいとらえ方だとは思っておりませんが、そういう見方で意見の交換をしないとなかなか客観的な評価のところが思いが伝わっていかないだろうというふうに思って、あえてきつく申し上げました。このところはまさに言葉で、今県のほうがどうとらえているかということとはまとめられていて、これはこれで結構だと思います。十分考えておられるということ、私もよく読み込んでおりませんでしたので、よくわかりました。

平山委員さん、どうぞ。

○平山健一委員 今の平井副局長のお話に関連して、復興関係の予算というのはかなり潤沢に措置されたという認識がございしますが、一方で市町村の行政能力というのは、先ほどもお話ありましたように落ちている。例えば陸前高田で前年比 550%の予算が措置されて、それを果たしてこなせるか。それに対して県あるいは全国からの支援を得られるのか、そういう声に対する不安があって、その結果がどういうものに波及しているのかというのは非常に心配なのですが、それについてひとつ答えをいただきたいのと、もう一ついろんな多様な主体の力を借りながら復興を進めていくという意味で、前からいろんな外部からの提案、それからご意見に対してどういうふうに対応しているのだというお話の中で、いわて未来づくり機構にその受け皿をつくって相澤県大理事長がトップになってそれを差配して、いいアイデアであれば、それは市町村とマッチングする、あるいは県の事業とマッチングさせて実現していくとされていた。その仕組みの状況はどんなふうに今進んでいるのか、そのあたりをちょっと教えていただきたいのですが。

○齋藤徳美委員長 お願いします。

○政策地域部阿部調整監 まず、いわて未来づくり機構の復興のかけ橋プロジェクトの関係でございしますが、昨日第3回の作業部会を開催いたしまして、今年度の取り組みの中間まとめと来年度に向けた取り組みについて打ち合わせをしたところでございます。まだ十分ではございませんけれどもニーズ型に基づく提案とか、それから企画型の提案ですとか、それぞれ2けたまではいっていないのですが、大体両方とも8件ぐらいの提案があります。なかなか大きい取組ができないですが、小さいものとハード

系ではないのです、少しずつではございますけれども、進んでございます。

それから、来年の取り組みの一つとして、経産省の事業がこの間採択になりました。これについても明日方向性について経産省の職員の方交えて打ち合わせすることになっていきます。そういったのも含めて、一応3年をめどにということを取り組もうとしております。何とか立ち上がって、これからに向けての基盤づくりができつつあるのかなと、そんなところでございます。

それから、市町村への応援の関係でございますが、県全体話でございましてけれども2月末で市町村からの要請に基づきまして、総務省経由とか、あるいは各省庁、国土交通経由等の要請も合わせますと、2月末現在で217人、要請数よりも多い人数の調整ができているというような状況でございます。まだ分野別には不足している部分もありますので、その調整も随時行いながら市町村に対する県内外からの支援、職員の支援といったものの充実に今努めている状況でございます。

したがって、特にダメージの大きかった陸前高田市ですとか、あるいは大槌町、こちらを中心に去年から引き続き全国からの支援を含めて充実に向けて今取り組んでいるところでございます。

○齋藤徳美委員長 いかがでしょうか、もう一言が欲しいのではないかと。

○平山健一委員 何かお金を使い切れないという事実はどういう結果を生むのでしょうか。

○齋藤徳美委員長 はい。

○平井副局長 まちづくりの区画整理とか、防災集団移転の例を申しますと、沿岸で全部の事業が一気に真っ盛りになったとすると多分数百名、五、六百名とか、そういう支援を準備しないとだめだろうと。もう少し冷静に考えて、立ち上がりそうなところに分配をしていくと数十名というオーダーで、その部分は来年度から支援をいただけるということになっております。ただ、それはその市役所において、計画全体をハンドルする人たちの人数でございまして、例えば遺跡の発掘調査に時間がかかってしまったとか、あるいは住民合意がとれないというような事態になれば幾ら人がいても幾らでもおくれるわけでございますけれども、そこをうまくできる人材というのは、前者の発掘調査については、今調査している段階で手当てのめどがついたということは言えないという状況でございます。

あと住民合意につきましては、専門家の先生方が引き続き沿岸にいついていただけるかどうかと、これにかかっていると思います。復興計画の策定までは復興委員として足繁く通っていただいている、引き続きやっていただいで、当然もちろんそういうのがほとんどなのですけれども、そういう方たちを引き続き現場にも入っていただいで、ご支援いただけるのかどうか。それから、やっぱりUR、都市機構というものの働きが一つの大きなキーを握っている、これは都市機構は都市機構で大きな体制をつくっているわけですが、そういう構図になるかと思えます。

すみません、ちょっとお答えになっていないかもしれません。

○齋藤徳美委員長 ありがとうございます。

平山先生いかがでしょうか、とりあえずということで。

予定した時間ですが。

○広田純一委員 一言だけ。どこにお願いすればいいのか、多分人事関係だと思うのですが、新年度になったら、職員の被災地の現場研修をしていただければと思います。現場を

見ないで政策をつくるというのは、あってはならないことだと思いますので、新採の方はたぶんそういう研修が含まれると思うのですけれども、新採でない職員の方々も必ず現地を訪れるような、そういう機会を是非つくっていただきたいなと思います。我々もそうですけれども、1週間も行かなければ現場感覚が薄れてしまいますから、是非県庁を挙げて被災地を訪れるような、そんな研修を組んでいただきたいと思っています。実現できるかどうかわかりませんが、私の意見・希望として述べさせていただきます。

○齋藤徳美委員長 ご検討いただきたいというふうに思います。

シナリオが私に言っている指示では、ここで委員長が本日の検討会の要旨をまとめて、この上で平井副局長に所感を求めよというシナリオでございますけれども、結論的に。

○広田純一委員 前座みたいですが、すけれども。

○齋藤徳美委員長 はい、わかりました。

○南正昭委員 2つだけですが、1つは事業に対して進めていく人材が足りないのご指摘そのとおりで、それ以外の人材も全然足りてない、これ足りてないですよ。教育に関すること、心のケアとか、見守り、全然足りてないです。これどう解消するといっても、足りてないです。

今は、ただ全国からの支援がまだまだあって、入ってきたいという人たちがたくさんいるのです。その人たちの活用を考えないといけない。活用と言う言葉は悪いかもしれないですが、是非支援に来ていただいて、今も仕組みはあると思うのですけれども、スムーズに入ってきてもらって、全国の支援を受け続けるような仕組みを一つ一つつくっていくことが大切かと思えます。

もう一つは、まちづくりで雇用がないと当然町がもたない、当然なのですけれども。町の形としての核をつくっていくということを強く意識してほしいと、恐らく人口減少が進みます。そして、事業も順調にいくところといかないところも出てくるでしょうけれども、その中で先行させて、町の核をつくる、核というのは機能的なものを備えて、そこに商業を張りつけるようなものをつくっておかないと、人がいなければ商売は成り立ちませんので。そのためには交通網を中に入れ込んだり、駐車場を設けたり、広い道路を一本通す、駅を近づける、工夫の余地があるところはまだあるのではないかと思いますので、是非そういうことをさらに進めていただきたいなというふうに一言申し上げます。

○齋藤徳美委員長 ありがとうございます。

沿岸は、もともと人口減少で十分疲弊しているのです。だから、同じようにそこに戻したって次の展望がないのです。ところどころは恐らく整理されるでしょう、お金がついていきます。ですから、インフラ全部が町にすべてあるということが、道路網でネットワークができて、各町、町がもっとコンパクトに、こんぺいとうの角みみたいに何かの特徴で、三陸全部ネットワークでつながるコンパクトシティみたいなものというのは、これはベクトルとして持っていかないと、いずれこの復興計画の先のところに何かイメージできるような、希望のものが見えるような、そういうものも本当は12市町村の首長さん、言葉は悪いですが、割れた茶碗で酒をくみながらでも全体のベクトルはこうだよという、そういう共通認識みたいなものを何か持てると、逆に言うと復興計画というのはそういうものに対してどんな前進がしているかなんていう視点で希望の度合いみたいなもの、これが描けるのかなんていうことも考えたりしてはおります。

議論を全部まとめるということではないと思います。今日はいろんな意見が出ましたが、わかりやすい主張、何が大事か、そういうものをきちっとやっぴりかみしめながら、実態に合って、それから将来の希望につながる、どの段階だという、そういう評価というようなことを心がけていくべきだろうなというふうに思います。

一応予定した時間ですので、これで議題の2のほうは終わらせていただいて、平井局長への所感は終わったということにさせていただきます。

それで、その他ということで皆さん方からというと、またいろいろたくさんあるのですが、一つ、今日いろんな指標についてのご意見、評価についてもいただきましたけれども、今後の総合企画専門委員会、復興の案をつくるということが一つの目的ですが、これ第2期の問題もあります。それから、どう進捗状況を評価していくかと。これ4月からどういう形で運営していったらいいのかということ、これ非常に大きな問題、課題ではないかと思いますが、副局長さん、何かお考えのところがあればちょっとご提案をいただければありがたいと思うのですが。

○平井副局長 総合企画専門委員会の今後でございますけれども、今後とも被災地等におけるさまざまな課題、調査分析していただくと。それで、総合的な見地から進捗管理、それから復興施策の見直しに至るまでの検討をお願いしたいというのが基本的なスタンスでございます。

復興に関する課題の調査、委員会としての被災地域の現地調査、意見交換、それが1つ。それから復興計画の進捗管理、それが2つ。必要に応じた復興実施の見直しということを考えて、この委員会の仕事として考えているところでございます。やはり大きいのは復興実施計画の見直しということに向けて当面取り組んでいくものかと思っておりますので、その節々で委員会を開いてまいりたいというふうに考えております。

○齋藤徳美委員長 ありがとうございます。委員の方々から特にこういうことをというご意見がございましたでしょうか。

県のほうに取りまとめとか、分析、いろいろ注文が出ました。だけれども、こんな大きな災害に対して復興するなんてだれも経験してないし、すみません、県の方にそんなプロの人がたくさんおられるとは思いません。ここで学識者と称される方々でも限られた人しかおらない。ですので、どうこれを解析して、どう使っていくかというあたりは正式な委員会以外でも委員の先生方をうまく活用する、専門的な知恵も出してもらおうというふうなことで進めていただくことが実質非常に大きいのだらうと思います。

あとちょっと我々も考えてみたら、一番最初にメンバーの何人かが県にお願いして、自衛隊の車で現地という、そういうことがありました。私も説明会にご一緒させていただきましたけれども、その後実際の状況が外見でなくて中身どうなっているかということとはなかなか触れていないところもあります。ですので、是非外から見ただけではなくて、実際にどういう状況が課題なのかということにも触れるような、そういう場もやっぴりつくっていただいて、あるいは現地でオープンで我々何を考えているか、皆さん方はどういうことが望ましいのかということをお話し合うような場所、これはまさに盛岡ではなく、現地ということも必要ではないかというふうに思います。

計画の策定が主なる仕事でしたけれども、どんどん、どんどん、次から次と計画は見直さなければならぬし、復興というまでには多くの時間と労力がかかります。いつになる

かわからないという思いも私はします。ですので、委員会そのものも必要であれば質を変えて活用できるような、そういうもので動かしていただければ我々も県民の一人、ある面では被災者の一人だと思っています。頑張らなければいけないというふうに思っておりますので、いろいろ県のほうでもお考えいただいて使っていただければありがたいと思います。そう申し上げてよろしいでしょうか。

それでは、勝手に最後にとりまとめさせていただきましたけれども、その他よろしいでしょうか。それでは、マイクをお返しいたします。

○小野特命課長 委員の皆様、ご議論ありがとうございました。

3 その他

○小野特命課長 事務局からの連絡事項については特にございませんが、来年度のこちらの委員会の進め方につきましては、事務局として今のお話を踏まえまして、案をつくりまして齋藤委員長とご相談し、また各委員の皆様にもご相談しながら次回委員会までにペーパーのような形でまとめて、来年度の方向として明らかにしていきたいというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。また、来年度の開催予定につきましても、それとあわせた形でご相談したいというふうに思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

4 閉会

○小野特命課長 それでは、本日の委員会につきましては、これをもちまして閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。